平成２１年（フ）第１０５号
北海道岩見沢市駒園８丁目３番１―303号
駒園グランドハイツ
債務者　長谷川　伸
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１１８号
北海道美唄市字カーウシュナイ626番地20光珠内町北
債務者　貞広　美幸
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第３６６号
盛岡市永井18地割151番地３　Ｂ棟
債務者　高橋　和広
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４１１号
盛岡市流通センター北１丁目13番２号　雇用促進住宅１―501号、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第10地割515番地14
債務者　平山　　初
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４１６号
盛岡市北松園４丁目14番13号
債務者　小野　　優
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４５５号
岩手県奥州市水沢区天文台通り５番６号
債務者　小野寺由加
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４５９号
盛岡市加賀野１丁目２番20号
債務者　佐々木勝正
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６８号
新潟県上越市南本町２丁目８番43号
債務者　丸山　陽子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第７２号
新潟県上越市鴨島３丁目４番18号　コーポクリーン101号、前住所新潟県上越市大字灰塚728番地２
債務者　大谷　進一
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第７６号
新潟県妙高市大字姫川原531番地２
債務者　山下　春美
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第４０号
福井県敦賀市新和町２丁目19番10号
債務者　笹田　満子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第４２号
福井県三方郡美浜町河原市第10号４番地の４
債務者　木又　孝子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第１７１１号
名古屋市名東区極楽５丁目127番地　ドミール名東103号
債務者　沖西　吉晴
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７１２号
名古屋市名東区極楽５丁目127番地　ドミール名東103号
債務者　沖西美佐子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６６３号
大阪府吹田市南金田２丁目22番27号
債務者　宮本八千代
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８５０号
大阪市西成区山王１丁目17番６号　サーウエストサイド704
債務者　下部　　昭
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９７８号
大阪府吹田市山田西３丁目48番３号
債務者　観音寺菜穂美
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０３４号
大阪市平野区平野本町４丁目４番４号
債務者　田中　雅弘
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部